

第一号議案 託送料金訴訟決定の件

私たちは、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令によって託送料金に上乗せされることの違法性に対して、国と大手電力会社を相手とする訴訟を行います。

訴訟を通して、大手電力会社と原発がどれほど不当に優遇されづけ、今後もそれが国民負担のもとに続けられていくことになるかを明らかにします。

東京電力と国による福島第一原発事故への責任をより明確にし、その対処が適切に進むようにすることと、原発廃炉が適切に進んでいくこと、私たちに見えないようにされている原発が持つ問題をあらためて整理して、原発を本当に続けていくかについて、組合員や国民一人ひとりが考え、話し合って、決めていける社会に向かうとのために、努力をかたむけていきます。

一. はじめに

- (一) 私たちグリーンコープは、何よりも生命（いのち）そのものを大切にするという願いのもとに歩んできました。その立場から、知ることになった「託送料金」の問題について学習、話し合いを重ね、昨年6月の通常総会で、訴訟も辞さずにこの問題に取組んでいくこと、その最終決定を本日開催する臨時総会で行うことを決議しました。
- (二) この間、経済産業省と関西電力・中国電力・九州電力各社に「賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするのはおかしい。思い留まってほしい。」との要請を届け、九州電力を除く各位とはそれを議題とする説明と話し合いの場がもたれました。しかし、その願いは叶えられていません。これからもその要請の努力はつづけていきます。また、こうした問題があることについて、全国の電力事業者にお伝えする

ことを始めています。今後、国会議員などへも同じことを試みたいと考えます。

- (三) 一方、これを決めた経済産業省令が施行されるのは本年4月です。経済産業省が思い留まつたり大手電力会社が徴収しないと決めない限り、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされた後に、両負担金の徴収が開始されることになります。
- (四) そのようになった時、私たち・グリーンコープは、私たちが設立したグリーン・市民電力が原告となって、国（経済産業省）と大手電力会社（九州電力）とを相手とする訴訟をそれぞれ起こすことについて、この間、調査と検討を詳細に進めてきました。
- (五) その判断について、本日の臨時総会にて、代議員の皆さんでよく話し合っていただけるよう、以下提案をいたします。

二. 訴訟の内容は次のとおりです。

- (一) 今回の2つの負担金を経済産業省令で託送料金に上乗せすることがどうして違法、不当と考えるかについての整理は次のとおりです。
- (1) 電気事業法が省令に委任できる範囲を逸脱しています。5つの問題があります。
- 1)これを決めた有識者会議は、自分で“政策”を決めて、その“政策”に基づいて、その“政策”的ための“制度”を作るという、おかしな議論をしています。
 - 2)議論にあたって、経済産業省は、この世に存在しない「一般負担金の過去分」なるものを捏造し、かつ、他に3点で議論を悪誘導し、錯誤させて、あってはならない決定をもたらしています。
 - 3)つくられた“制度”的前提とされた「一般負担金の過去分」という考えは2016年の経済産業省によって捏造されたものです。
 - 4)賠償負担金額の算定が根拠をもっていないこと、そして廃炉円滑化負担金額は白紙委任の状態で幾らになるか目処も立たないことがあります。
 - 5)2016年9月に有識者会議の設置から今日まで、電気料金・託送料金の最大原則である「透明・公平・公正」が損なわれ続けてきたこと。
- (2) 東京電力福島第一原発事故の対処に関わる法律体系が捩じ曲げられます。事故の賠償が終わってないのに終わったものとされるような時がもたらされるかもしれません。また、どんな施設も事業者がその廃棄に責任を持つのが社会のルールですが、六年前から、原発廃炉についてだけ、法律に一切よらず特殊な事業者優遇の措置が始まりました。廃炉する原発施設や使わなくなった核燃料を資産と扱って、その費用を料金から徴収するというものです。廃炉円滑化負担金はそれを既成事実化するものです。そんなことを止めないと大変なことになります。
- (3) 原発の真のコストと負担がどうなっているかは今でも闇の部分が沢山あります。それを更に助長することになります。そもそも電気料金と託送料金にもたくさんの疑問があります。原発を優遇して実は国民負担にさせてているコストを明らかにせず、「原発は安価だから国民生活になくてはならない」といった喧伝（けんでん）を止めさせないといけません。
- 経済産業省令で2つの負担金を託送料金に上乗せすることを決めて、それで済ませていくことは、原発の真のコストと、そのコストを誰がどう負担しているのか、

国民は実は原発にどれだけの負担を持たされているかといったことを、さらにまた分からなくさせてしまいます。それによって、電気事業法第18条が歪められ、最大原則である電気料金・託送料金の「透明・公平・公正」が損なわれます

(4) こうしたことの積み重ねが、当たり前の社会を損なっていくことになります。私たちは、こうした透明・公平・公正でないことをおかしいと考え、それに立ち向かっていき、子どもたちにそう言えるようにしたいと思います。

責任を取るべき者が責任を取らず、不公正がまかり通ることになります。透明、公平、公正な電気料金と託送料金が、国民の願いです。情報公開がされ、民主主義が実体化することが必要です。そして、生命とくらしを脅かす原発は必要なのかについて、国民皆で判断できるようにする必要があります。

(二) 訴訟の概要。

(1) 訴訟の当事者と時期

- 一) 訴訟当事者はグリーン・市民電力です。グリーン・市民電力が原告となり、国を相手に「新しい託送料金変更認可の取消しを求める」訴訟（取消訴訟）を、次に九州電力を相手に「託送料金中の両負担金分の返済を求める」訴訟（不当利得返還等請求訴訟）を起こします。
- 二) 時期は、2020年4月に経済産業省令が施行され、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされ、両負担金の徴収が開始された後の、2020年の夏から秋にかけてとなると考えています。

(2) 訴えること

- 一) 国に対する訴訟では「電線使用とは関係がない原発費用（賠償負担金と廃炉円滑化負担金）を上乗せした託送料金の認可をすることは間違っているので、その認可の取消しをしてもらいたい」と訴えます。
- 二) 九州電力に対しては「託送料金は大手電力会社に電線使用料として支払うものなのに、それに関係がない原発費用（賠償負担金と廃炉円滑化負担金）の上乗せがされている。その上乗せ分を返してもらいたい。今後支払えない」と訴えます。

(3) 訴訟の費用について

- 一) 裁判費用は、ア) 裁判所への印紙手数料・イ) 弁護士報酬・ウ) 交通費やコピー等実費の3つです。アは数万円程度、ウは年に数十万円程度、イは着手金と成功報酬からなり、着手金は予想される労力と訴える額等、成功報酬は判決の最終結果に応じて支払います。
- 二) 弁護士報酬については、本件は単なる金銭請求訴訟ではなく「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めることが許されるのか」「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めることを省令のみで決定してよいのか」を問う、社会的意義のある重要な訴訟であることを踏まえ、また、この間検討をともにしてきた弁護士5名いずれもがその意義とグリーンコープの考え方や理念に共感することから、費用をできる限り抑えもらうこととしました。またあらかじめ成功報酬の考え方を整理しました。
 - 1) 着手金：国に対する取消訴訟と、九州電力に対する不当利得返還等請求訴訟の2つをあわせて、5名で1,350万円とします。

2) 成功報酬：①勝訴の場合は5名で2,500万円とします。②実質的勝訴の場合（敗訴判決であるが、理由中の判断で「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めるためには、国会できちんと議論して法律制定の形にすることが望ましい。」とされるなどで、その後の取組みにつながっていく場合）は5名で1,250万円とします。グリーン・市民電力やグリーンコープ自体の経営に打撃を与えるようなことにはなりません。

三) 控訴、上告がある際には一審の様子を踏まえ、着手費用を相談して定めます。

(4) グリーン・市民電力の経営への影響について

一) グリーン・市民電力が裁判費用をまかねません。グリーン・市民電力の再エネ発電所事業が順調に進んでいることから、上の費用をつくることは、控訴や上告のさいの着手費用を想定した場合も含めて、大丈夫と試算しています。

二) また、この訴訟では、①2つの負担金をグリーンコープでんき契約者に請求せずにグリーン・市民電力が負担しておく、②グリーン・市民電力がこの負担に基づいて大手電力会社・国を訴える、とします。この負担分は、現時点、最大年間200万円強と見積もられます。判決が出るまでグリーン・市民電力が負担しておきます。勝訴であれば戻ってきて、敗訴であれば戻ってきません。この負担も含めて試算しています。

・ 国が出している「賠償負担金」案は「1kwh 0.07円。標準家庭（260kwh）で月18円位」となっています。

・ グリーン・市民電力契約者の電力使用量は、月平均240万kwh。年間2,900万kwhです。

(低压) 3900件・1件当たり 340kwh・計133万kwh。

(高压) 52件・1件当たり2万6百kwh・計107万kwh。

合計 240万kwh。

・ 賠償負担金試算は、月平均16万8千円。年間201万6千円になります。

(低压) 133万kwh × 0.07円 ≈ 9万3千円。

(高压) 107万kwh × 0.07円 ≈ 7万5千円。

合計 16万8千円。

なお、高圧契約の大半はグリーンコープ関係事業所なので、それを含めるかどうか等は、今後の検討によります。

・ 「廃炉円滑化負担金」のほうは、まだ内容も額も示されていません。

三) 以上をグリーン・市民電力の経営の中で支出することでグリーンコープでんき料金を値上したり、グリーン電力出資金を損なったりすることはありません。もちろん、これを支出する中でどのように経営を進めていくかの計画をつねに考えます。グリーンコープ本体の経営への影響や、商品代金への転嫁などはありません。

四) そのうえで、「(仮称) 託送料金訴訟を支える会」をつくり、広く組合員・市民の方に、この問題をともに考え、協力をいただけるようなカンパ金を呼びかけます。そうすることでグリーン・市民電力の経営への影響を減らし、組合員が主権者である意味を共有します。

三. 訴状案

訴状案は別紙のとおりで準備をしています。今後半年間の推移のなかで必要な修正を行うことについて、ご了解をお願いします。

また、訴状案については総会当日に回収をする予定です。当日欠席される代議員の方は、書面議決書提出にあわせて回収にご協力をお願いします。加えて、訴状案の複写等はなされないように、ご協力をお願いします。

四. これからについて

- (一) 経済産業省とエリア内の大手電力三社に、諦めることなく「賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするのはおかしい。思い留まってほしい」という話し合いを行い続けます。
- (二) また、①議員へ知らせること、②全国の運動団体や新電力事業者に知らせること、③国会での院内集会の実施等を取組みます。
- (三) 行政も国会も変わらず、大手電力会社の方針も変わらないとき、訴訟を提起していきます。そうした時、組合員や市民の一人ひとりがこの託送料金問題を私たちの生活に関わる自分たちの問題として考えて関わることができるようになります。「支える会」をつくって、広くカンパを呼びかけて進めていけるようにしたいと考えています。そのお金を裁判費用にあて、また傍聴など裁判を支える活動や組合員間や社会的な取組みにも活かしていきます。また、組合員や市民が誰でも進行の状況や内容を知っていけるように進めていきます。

以上を踏まえ、グリーンコープ共同体総会と各単協総代会それぞれにて、代議員や総代の考えを出し合って話し合い、本提案の可否を議論して、裁判を行うかどうかの判断をお願いいたします。

以上